

■免許状取得について

教員免許状を取得しようとする学生は、卒業に必要な単位のほかに、免許教科に応じて各学部の教職課程で開講されている科目の単位修得が必要となります。さらに、中学校教諭1種免許状を取得するには、介護等体験をする必要があります。

教職課程履修の申し込み手続きは、2年生のはじめに行います。ただし、免許教科に応じた授業科目は1年次より開講されますから、教職課程に入る前にあらかじめ修得しておくなど、計画的に履修するようにして下さい。

詳細については、学年別の教職ガイダンスを実施しますので、希望者あるいは履修者は必ず出席して下さい。

なお、教職課程を履修するには、学費とは別に教職課程履修費・教育実習費を納入する必要があります。また、教育実習にかかわる保険料や介護等体験に参加する場合の諸費用が必要です。

■教職課程履修申し込み

1. 教職課程履修の申し込みは2年生です。1年生3月下旬の所定期日(ALBOで案内)に受け付けを行います。
2. 教職課程履修費は28,000円(教職課程履修登録費5,000円+教職実習履修費23,000円)です。以下の要領に従って納入して下さい。なお、納入した教職課程履修費の返還はできません。

項目	金額	納入時期
教職課程履修登録費	5,000円	1年生の3月下旬
教職実習履修費(注1・2)	23,000円	2年生の3月下旬
注1. 介護等体験へ参加するには、介護等体験費7,500円(前年度参考)と賠償責任保険加入料210円(前年度参考)が別途必要です。		
注2. 教育実習の履修には、賠償責任保険加入料210円(前年度参考)が別途必要です。		

3. 所属学部の教職課程を履修することによって中学校教諭1種免許状と高等学校教諭1種免許状を取得することができます。
4. 中学校教諭1種免許状修得希望者は別途介護等体験の申し込みをしなければなりません。

《履修上の注意》

下記の場合は、必ず教務課教職担当へ連絡して下さい。

1. 教職課程を離脱(免許状取得を断念)する場合。
2. 教職課程は継続するが、事情があって、介護等体験(3年生)や教育実習(4年次)を該当年次に行わない場合。
3. 取得希望の免許教科を変更する場合。
4. 3年生の所定期日に提出する、教育実習用「自己紹介書」の記載内容に変更があった場合。
5. その他、教職担当に伝達が必要と思われる事項。例えば、実習校からの連絡など。

■教員免許状の交付

教員免許状の取得に必要な単位を修得し、決められた期間に免許状を申請した学生は、卒業時に教員免許状を受け取ることができます。

1. 教員免許状を受け取るには、免許教科1件につき3,500円(交付申請料3,400円及び大学の発行する証明書手数料100円)が必要です。
2. 教員免許状は愛知県教育委員会から交付されます。大学から一括して交付申請手続きを行いますので、4年生は9月中旬の「教員免許状授与一括申請ガイダンス」に全員出席して下さい。

■再試験

再試験については下記の通りです。

対象学年	4年
対象科目	教職に関する科目(演習・実習科目を除く) 教科に関する科目(演習・実習科目を除く) 科目により実施しないことがあります。
受験制限単位	再試験受験単位数については、全学共通科目・学部固有科目の再試験を参照して下さい。春学期・秋学期併せて各学部によって制限された単位を超えて受験することはできません。再試験の受験・不受験にかかわらず、申し込みをした時点で制限単位に含まれます。

教職課程科目の履修登録

教職課程科目は、「教職共通科目」「教科に関する科目」「教職に関する科目」に区分されますが、それぞれに必要な単位をすべて修得して下さい。

1. 「教職共通科目(全学部)」のほか、「教科に関する科目」「教職に関する科目」にも1年生から開講される科目がありますので、計画的に履修を始めて下さい。なお、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の詳細は、後掲の「教職課程について」で確認して下さい。
2. 「教科に関する科目」「教職に関する科目」は免許状の種類・免許教科に応じた科目を修得して下さい(後掲の科目一覧表参照)。
3. 「教職に関する科目」(読替科目ならびに学部固有科目としても開講している科目を除く)の単位は、年間履修制限単位には含まれません。また卒業所要単位にも算入されません(体育学部除く)。
4. 「教職に関する科目」のうち、下表の科目は該当する「全学共通科目」を修得することで自動的に単位が認定されます。また授業時間割表には全学共通科目名で表示されます。

教職に関する科目	全学共通科目(開講)
教育原論	教育学A(1~4年)
教育の制度と経営	教育学B(1~4年)
学習・発達論	心理学B(1~4年)
道德教育の研究※	倫理学A(1~4年)

※「倫理学A」が読み替え科目となるのは、文学部・国際英語学部・情報理工学部・体育学部の4学部です。その他の学部は「道德教育の研究」を履修して下さい。

5. 「教職共通科目」「教科に関する科目」「教職に関する科目」の中には、複数学部合同開講や履修者数制限を行う科目があります。自己責任において漏れのないよう履修登録を行って下さい。

介護等体験

1. 中学校教諭1種免許状取得希望者は、3年生において、県下の「社会福祉施設(5日間)」と「盲・聾・養護学校(2日間)」で合計7日間の介護等体験が義務づけられています。体験の施設や日程の決定については、ALBOで案内します。
2. 介護等体験のスケジュールについては、後掲の「教職課程行事予定表」を参照して下さい。
3. 介護等体験に先立って行われる「介護等体験の事前指導」を受講しなければ、介護等体験に参加することができません。
4. 介護等体験に参加する学生は「賠償責任保険」への加入が義務づけられています(体育学部生除く)。
5. 介護等体験を終了した学生は、「証明書」(事前指導で配付)に介護等体験先の 学校長・施設長より署名捺印を受けます。この「証明書」は免許状授与申請の際に必要なですので、介護等体験記録とともに教務課に提出して下さい。

教育実習

1. 教育実習の履修要件

教育実習を履修するためには、学部ごとに定められた履修要件を満たしていなければなりません。

教育実習の履修要件

学部	中学校教諭1種免許状	高等学校教諭1種免許状
文学部	3年生終了までに卒業所要単位のうち90単位以上修得していること。 また、教職に関する科目のうち、「国語科教育法I・II」と「教職総合演習I」を含む、6科目以上修得していること。	3年生終了までに卒業所要単位のうち90単位以上修得していること。 また、教職に関する科目のうち、国語科教育実習を履修する学生は「国語科教育法I」「教職総合演習I」、書道科教育実習を履修する学生は「書道科教育法」と、「教職総合演習I」を含む、5科目以上修得していること。
国際英語学部	3年生終了までに卒業所要単位のうち90単位以上修得していること。 また、教職に関する科目のうち、「英語科教育法I・II」と「教職総合演習I」を含む、6科目以上修得していること。	3年生終了までに卒業所要単位のうち90単位以上修得していること。 また、教職に関する科目のうち、「英語科教育法I」、「教職総合演習I」を含む、5科目以上修得していること。
国際教養学部	3年生終了までに卒業所要単位のうち90単位以上修得していること。 また、教職に関する科目のうち、当該教科教育法を含む、6科目以上修得していること。	3年生終了までに卒業所要単位のうち90単位以上修得していること。 また、教職に関する科目のうち、当該教科教育法を含む、5科目以上修得していること。
心理学部	3年生終了までに卒業所要単位のうち90単位以上修得していること。 また、教職に関する科目のうち、「社会科教育法」を含む、6科目以上修得していること。	3年生終了までに卒業所要単位のうち90単位以上修得していること。 また、教職に関する科目のうち、「社会・公民科教育法」を含む、5科目以上修得していること。また、特別支援学校の教育実習は中学校・高等学校の教育実習終了後でなければ履修することができない。
現代社会学部	3年生終了までに卒業所要単位のうち90単位以上修得していること。 また、教職に関する科目のうち、当該教科教育法を含む、6科目以上修得していること。当該教科教育法とは「社会科教育法」の他に、「社会・地理歴史科教育法」または「社会・公民科教育法」が選択必修となります。	3年生終了までに卒業所要単位のうち90単位以上修得していること。 また、教職に関する科目のうち、「福祉科教育法」、「社会・地理歴史科教育法」、「社会・公民科教育法」のうちいずれかを含む、5科目以上修得していること。
法学部	3年生終了までに卒業所要単位のうち90単位以上修得していること。 また、教職に関する科目のうち、「社会科教育法」を含む、6科目以上修得していること。	3年生終了までに卒業所要単位のうち90単位以上修得しており、その評価の平均がB以上であること。 また、教職に関する科目のうち、当該教科教育法を含む、5科目以上修得していること。当該教科教育法とは「社会・地理歴史科教育法」または「社会・公民科教育法」の他に、「社会科教育法」が必修となります。
総合政策学部	3年生終了までに卒業所要単位のうち90単位以上修得していること。 また、教職に関する科目のうち、当該教科教育法を含む、6科目以上修得していること。当該教科教育法とは「社会科教育法」の他に、「社会・地理歴史科教育法」または「社会・公民科教育法」が選択必修となります。	3年生終了までに卒業所要単位のうち90単位以上修得していること。 また、教職に関する科目のうち、当該教科教育法を含む、5科目以上修得していること。
経済学部	3年生終了までに卒業所要単位のうち90単位以上修得していること。 また、教職に関する科目のうち、当該教科教育法を含む、6科目以上修得していること。当該教科教育法とは「社会科教育法」の他に、「社会・地理歴史科教育法」または「社会・公民科教育法」が選択必修となります。	3年生終了までに卒業所要単位のうち90単位以上修得していること。 また、教職に関する科目のうち、当該教科教育法を含む、5科目以上修得していること。
経営学部	3年生終了までに卒業所要単位のうち90単位以上修得していること。 また、教職に関する科目のうち、当該教科教育法を含む、6科目以上修得していること。当該教科教育法とは「社会科教育法」の他に、「社会・地理歴史科教育法」または「社会・公民科教育法」が選択必修となります。	3年生終了までに卒業所要単位のうち90単位以上修得していること。 また、教職に関する科目のうち、当該教科教育法を含む、5科目以上修得していること。
情報理工学部	3年生終了までに卒業所要単位のうち90単位以上修得していること。 また、教職に関する科目のうち、「数学科教育法I」「数学科教育法II」どちらかを含む、6科目以上修得していること。	3年生終了までに卒業所要単位のうち90単位以上修得していること。 また、教職に関する科目のうち、「数学科教育法II」、「情報科教育法」のいずれかを含む、5科目以上修得していること。
体育学部	3年生終了までに卒業所要単位のうち110単位以上修得していること。 また、教職に関する科目のうち、「保健科教育法I(2単位)」及び「体育科教育法I(2単位)」を含む、8科目以上修得していること。	3年生終了までに卒業所要単位のうち110単位以上修得していること。 また、教職に関する科目のうち、「保健科教育法I(2単位)」及び「体育科教育法I(2単位)」を含む、8科目以上修得していること。

2. 教育実習履修有資格者の発表

教育実習有資格者は、3年生の3月下旬にALBOで発表します。

3. 「教育実習」は中学校教諭・高等学校教諭の免許の種類によって実習期間が異なります。

中・高両方の免許状取得希望者は、必ず「教育実習I(中学校教諭)5単位」を履修して下さい。

4. 実習校への受け入れ内諾依頼は、実習を実施する前年度(原則、3年生)に学生本人が行います。

学生が依頼できない学校や、大学から申請を必要とする学校などについては、3年生教職課程ガイダンスで説明します。

教職課程行事予定表

●説明会・手続・履修 ○教育実習 ■介護等体験 ☆免許申請

対象学年	実施時期	履修行事	注意事項
1年	4月初旬	履修ガイダンス	教職課程履修希望者が1年生でやらなければならないことやこれからの教職ガイダンス開催について案内します。
	8月上旬	●体育学部教員免許取得希望者講義(集中講義期間)及び教職課程ガイダンス	*集中講習の際、履修行程と諸手続について説明します。 *未受講者及びここで課す課題の未提出者は教職課程への加入は認めません。 *教職課程の学生としてふさわしくない課題の提出者は、学部教員の個別指導を受けていただきます。
	12月中旬	●1年生教職課程ガイダンス(体育学部以外の学部)	履修方法と諸手続について説明します。
	3月下旬	○教職課程の履修可能者発表(豊田キャンパスの学部)	*ALBOで発表します。
●課程履修の申し込み手続		教職課程履修登録費5,000円を納入して下さい。 *未手続者は「教職に関する科目」の履修登録はできません。 *中学校免許の申し込み者は、介護等体験の該当者として登録します。	
2年	10月下旬	●2年生教職課程履修者ガイダンス(■介護等体験事前ガイダンス)	*中学校免許履修者を対象に履修行程と諸手続について説明します。 *このガイダンスで介護等体験の参加意志を確認しますので必ず出席して下さい。
	3月下旬	■介護等体験事前指導(中学校免許履修者)	*介護等体験事前ガイダンスの出席者を対象とします。 *対象者を複数クラスに分けて集中講習を行います。 *講習日程はALBOで発表します。
4月下旬～5月下旬		●課程履修の継続手続	*介護等体験費を合わせて納付していただきます。 *未手続者は「教職に関する科目」の履修登録ができません。
	6月以降	●新3年生教職課程ガイダンス(教育実習準備説明)	*教育実習の依頼校の選定と受け入れ内諾依頼の方法を説明します。
3年		4月下旬～5月下旬	○教育実習受け入れの依頼
	○愛知県公立中、名古屋市立学校の教育実習希望登録		*3年生教職課程ガイダンスで依頼方法を説明しますので、それ以前に依頼してはいけません。 *愛知県公立中、名古屋市立学校での教育実習希望者は教務課窓口で所定用紙を受け取り登録して下さい。
	6月以降	■介護等体験の賠償責任保険加入手続(体育学部除く)	*所定の手続用紙を3年生教職課程ガイダンスで配布します。 *学生課窓口で手続を済ませて下さい。
		■介護等体験先決定(社会福祉施設 5日間)	
	7月上旬	■介護等体験の資料配布	*教務課窓口で発表・配布します。
		■介護等体験先決定(盲・聾・養護学校 2日間)	
	7月中旬以降	■介護等体験の資料配布	
		■介護等体験による授業欠席届の提出開始	*所定の用紙は教務課窓口で受け取って下さい。 *体験の1・2週間前に提出して下さい。
	7月下旬以降(指定日)	■介護等体験オリエンテーション	*社会福祉施設(5日間)、盲・聾・養護学校(2日間)とも決定先別オリエンテーションの指定日を確認し、必ず出席して下さい。
	7月～9月	○教育実習の自己紹介書提出	*提出期日はALBOで案内します。
8月～12月	■介護等体験の実施	*大学から体験受け入れをお願いしています。身なりや言動を正して体験を実施して下さい。	
	■体験記録と体験証明書の提出	*計7日間の体験終了後、証明書を教務課へ提出してください。	
4年	3月下旬	○教育実習履修可能者発表	*ALBOで発表します。
	4月初旬	●新4年生教職課程ガイダンス	*教育実習の実施に関する諸注意と必要書類の説明をします。
		○愛知県公立中、名古屋市立学校の実習校決定	*決定しだい、個別に必要な手続の連絡をします。
	4月上旬以降	○教育実習期間と実習校との打合せ日程の確認	*教育実習予定校から届く「実習日程の最終確認はがき」を教務課窓口で個別に渡します。 *はがき到着の有無は、ALBOで案内します。
	4月中旬以降 随時	○教育実習による授業欠席届の提出開始	*所定用紙は教務課窓口で受け取って下さい。 *体験の1・2週前に提出して下さい。
		○教育実習の賠償責任保険加入手続(体育学部除く)	*所定の手続用紙を4年生教職課程ガイダンスで配布します。 *学生課窓口で手続を済ませて下さい。
	4月下旬以降 随時	○教育実習視察指導担当教員との面談	*実習中に各学部の教員が視察に行きます。 *視察担当教員は、教育実習(事前・事後指導)の授業担当教員に確認し面談して下さい。
	5月中旬以降 随時	○教育実習事前指導・実施	*実習期間中は視察指導教員と直接連絡が取れるようにしておいて下さい。 *視察指導教員宛に実習の途中経過の報告をして下さい。
	9月中旬	☆教員免許状一括申請ガイダンス	*免許状授与申請を大学でとりまとめて申請するための説明をします。 *3月卒業見込で、申請免許授与に必要な単位を修得見込みの4年生が対象です。 科目等履修生は該当しません。
	9月下旬	☆教員免許状一括申請手続(1回目)	*申請者登録カードの提出と同時に申請費用を納付して下さい。 *教育委員会へ免許状授与申し込み者の登録をします。
	11月下旬	☆教員免許状一括申請手続(2回目)	*教育委員会から登録者情報が出力された授与願用紙が届きます。その内容確認をし印鑑を押して下さい。
	12月中旬	☆教員免許状一括申請手続(3回目)	*教育委員会へ介護等体験証明書を提出します。未提出者は中学校1種免許状の申請はできません。
	1月上旬	○教育実習記録と指導案の返却	*秋学期定期試験期間中に返却します。
	3月上旬	☆教員免許状一括申請手続(4回目)	*卒業所要単位と申請教科の所要単位の充足を教務課で確認し教育委員会へ最終申請します。
卒業時	教員免許状の交付	*免許状は卒業証書とともに渡します。	

注1. 教職課程行事の詳細は各ガイダンスまたは掲示で連絡します。

注2. 教職課程行事とは別に「教員採用試験対策」の行事が企画されています。ALBOで案内します。

(1) 取得できる免許教科

大学卒業生

学部	学科	免許状の種類	免許教科
現代社会学部	現代社会学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史
		高等学校教諭一種免許状	公民
		高等学校教諭一種免許状	福祉

(2) 教職課程履修要件

① 2年生における教職課程履修要件

1年生終了までに卒業所要単位のうち35単位以上修得していなければなりません。教職課程履修有資格者は3月下旬にALBOで連絡します。

② 教職課程履修を開始した2年生の履修

春学期終了時に卒業所要単位のうち55単位以上を、また、秋学期終了時までに卒業所要単位のうち70単位以上修得してください。

③ 教育実習履修要件

取得希望免許により履修要件が異なります。「前出の説明頁」で確認してください。

④ 3年生または4年生からの教職課程履修要件

前年度末までに卒業所要単位のうち最低70単位を修得してください。なお、3・4年生からの履修では、各種手続きの遅れや教育実習履修条件不足により、卒業時での免許状取得が困難になります。

(3) 教職課程科目(教職共通・教職・教科)

教職共通科目 [社会・地理歴史・公民・福祉]

科目名	単位	開講	免許教科の必修科目
日本国憲法	2	1~4年	必修
個人スポーツA・B	各1	1~4年	2単位必修
チームスポーツA・B	各1		
フィットネスA・B	各1		
シーズンスポーツA・B	各1		
障害者スポーツA・B	各1		
基礎英語コミュニケーション	2	1年	1科目必修
総合英語コミュニケーション	2	1年	
コンピュータ処理論A	2	1~4年	1科目必修
コンピュータ処理論B	2	1~4年	
コミュニケーションスキルII ★	2	1年	

注1. 上記科目は履修登録制限単位および卒業所要単位に算入します。

注2. ★印は学部固有科目です。

注3. 科目の開講については時間割表で確認して下さい。

教職に関する科目 [社会・地理歴史・公民・福祉]

科目名		単位	開講	免許教科の必修科目				
				中1種	高1種			
学習・発達論	心理学Bで読替☆	2	1~4年	社会必修	地歴必修	公民必修	福祉必修	
教育原論	教育学Aで読替☆	2	1~4年					
教育の制度と経営	教育学Bで読替☆	2	1~4年					
教職入門		2	2年		社会1科目必修	地歴必修	公民必修	福祉必修
教育課程論		2	2年					
道徳教育の研究		2	2年					
社会科教育法		4	3年					
社会・地理歴史科教育法		4	3年	社会必修	地歴必修	公民必修	福祉必修	
社会・公民科教育法		4	3年					
福祉科教育法		4	3年	社会必修	地歴必修	公民必修	福祉必修	
教育方法論		2	3年					
教育相談(カウンセリングを含む)		2	3年	社会1科目必修	地歴1科目必修	公民1科目必修	福祉1科目必修	
教職総合演習I		2	3・4年					
教職総合演習II		2	3年	社会必修	地歴必修	公民必修	福祉必修	
特別活動の方法		2	4年					
生徒指導・進路指導の方法		2	4年	◎社会必修	◎	◎	◎	
教育実習I(中学校教諭)		5	4年					
教育実習II(高等学校教諭)		3	4年	◎社会必修	◎	◎	◎	
				◎社会必修	◎	◎	◎	

注1. ☆印は全学共通科目(読替科目)で、履修登録制限単位・卒業所要単位に算入します。

注2. 上記☆印以外の科目は履修登録制限単位・卒業所要単位には算入しません。

注3. 中1種と高1種の両免許取得希望者は◎印の「教育実習I」を履修して下さい。

注4. 科目の開講については時間割表で確認して下さい。

教科に関する科目 [社会・地理歴史・公民・福祉]

科目名	単位	開講	免許教科の必修科目			
			中1種	高1種		
日本史A・B	☆	各2	1～4年	社会必修	地歴必修	
西洋史A・B	☆	各2	1～4年			
東洋史A・B	☆	各2	1～4年			
地理学A・B	☆	各2	1～4年			
地誌		4	3年			
自然地理学		4	3年			
政治学A・B	☆	各2	1～4年			公民必修
哲学A・B	☆	各2	1～4年			
倫理学A・B	☆	各2	1～4年			
社会学入門		2	1年			
現代社会概説		2	1年			
経済学A・B	☆	各2	1～4年			
地域社会論		2	3年			
国際法A・B	(法)	各2	3年			
臨床心理学		2	1年			
ボランティア論		2	1年			
生きることの社会学I		2	2年	公民 16単位必修		
社会心理学I		2	2年			
社会心理学II		2	2年			
現代家族論		2	2年			
生きることの社会学II		2	3年			
マスコミ論		2	2・3年			
結婚の社会学		2	2・3年			
共同性と福祉の社会学		2	2・3年			
死と生の社会学		2	2・3年			
環境社会学		2	2・3年			
臨床の社会学		2	2・3年			
発達心理学		2	2・3年			
仕事と自由時間の社会学		2	3・4年			
市民社会史論		2	2・3年		地歴 12単位必修	
社会思想史		2	2・3年			
宗教文化史		2	2・3年			
社会福祉史		2	3年			
開発の人類学		2	3年			
伝承文化		2	3・4年			
多文化社会論		2	3・4年			
現代社会と福祉I		2	1年	福祉必修		
現代社会と福祉II		2	2年			
高齢者福祉論I		2	3年			
高齢者福祉論II		2	3年			
障害者福祉論		2	3年			
就労支援論		2	3年			
児童福祉論I		2	3年			
児童福祉論II		2	3年			
ソーシャルワーク論I		2	2年			
ソーシャルワーク論II		2	3年			
ソーシャルワーク論III		2	3年			
地域福祉論II		2	3年			
ソーシャルワーク演習I	●	4	2年			
ソーシャルワーク演習II	●	4	3年			
ソーシャルワーク実習指導I	●	4	3年			
ソーシャルワーク実習指導II	●	4	4年			
ソーシャルワーク実習I	●	3	3年			
ソーシャルワーク実習II	●	3	4年			

注1. 上記科目は、履修登録制限単位および卒業所要単位に算入します。

注2. ☆印は全学共通科目、(法)は法学部開講科目です。

注3. ●印は「社会福祉士課程」履修者しか履修できません。

注4. 科目の開講については時間割表で確認して下さい。